

**【記入例①】 通常の請求の場合**

報 酬 支 給 額 証 明 書

**【前提】**

- ・ 土日が週休日の組合員
- ・ 平成28年3月（要勤務日数23日（祝日1日を含む））

組合員証 記号番号	111 — 123	組 合 員 氏 名	共 済 太 郎
--------------	-----------	--------------	---------

期 間		平成 28 年 3 月 1 日から 31 日まで	平成 年 月 日から 日まで	平成 年 月 日から 日まで				
上記期間の支給対象日数		23 日	日	日				
給 与 支 給 割 合		8 割	割	割				
報 酬 ①	種 別	本来の支給額	支 給 実 績	支 給 実 績	支 給 実 績			
	給 料	320,200 円	256,160 円	円	円			
	地域手当	円	円	円	円			
		円	円	円	円			
		円	円	円	円			
		円	円	円	円			
	小 計		256,160 円	円	円			
報 酬 ②	種 別	本来の支給額	左の手当に 対する期間 内の支給 割合	支 給 実 績	左の手当に 対する期間 内の支給 割合	支 給 実 績	左の手当に 対する期間 内の支給 割合	支 給 実 績
	扶養手当	19,500 円	8 割	15,600 円	割	円	割	円
	住居手当	27,000 円	8 割	21,600 円	割	円	割	円
	通勤手当	円	割	円	割	円	割	円
	寒冷地手当	17,800 円	8 割	14,240 円	割	円	割	円
	管理職手当	円	割	円	割	円	割	円
		円	割	円	割	円	割	円
		円	割	円	割	円	割	円
小 計			51,440 円	円	円	割	円	
合 計（報酬①+報酬②）			307,600 円	円	円		円	

勤務しなかった期間について、上記の金額の報酬を支払ったことを証明します。

平成 28 年 4 月 4 日

所 属 所 長 又 是  
給 与 事 務 担 当 者

職 名 ○ ○  
氏 名 ○ ○ ○ ○

印

(注) 1 報酬①は、日々の勤務に対し支給されるもの（日額で支給されるもので、勤務しない日について減額して支給されるもの）  
2 報酬②は、日々の勤務とは関係なく一定の支給要件を満たせば定額が支給されるもの（月額で支給されるもの）

**【記入例②】月の途中で支給割合が変わった場合**

報酬支給額証明書

**【前提】**

- ・ 土日が週休日の組合員
- ・ 平成28年3月（要勤務日数23日（祝日1日を含む））
- ・ 3月15日まで病気休暇（10割支給）
- ・ 3月16日から病気休職（8割支給）

組合員証 記号番号	111 — 123	組合員 氏名	共 濟 太 郎
--------------	-----------	-----------	---------

期 間		平成 28 年 3 月 1 日から 15 日まで	平成 28 年 3 月 16 日から 31 日まで	平成 年 月 日から 日まで				
上記期間の支給対象日数		11 日	12 日	日				
給 与 支 給 割 合		10 割	8 割	割				
報 酬 ①	種 別	本来の支給額	支 給 実 績	支 給 実 績	支 給 実 績			
	給 料	320,200 円	153,139 円	133,648 円	円			
	地域手当	円	円	円	円			
		円	円	円	円			
		円	円	円	円			
		円	円	円	円			
	小 計		153,139 円	133,648 円	円			
報 酬 ②	種 別	本来の支給額	左の手当に対する 期間内の支給 割合	支 給 実 績	左の手当に対する 期間内の支給 割合	支 給 実 績	左の手当に対する 期間内の支給 割合	支 給 実 績
	扶養手当	19,500 円	10 割	19,500 円	8 割	円	割	円
	住居手当	27,000 円	10 割	27,000 円	8 割	円	割	円
	通勤手当	円	割	円	割	円	割	円
	寒冷地手当	17,800 円	10 割	17,800 円	8 割	円	割	円
	管理職手当	円	割	円	割	円	割	円
		円	割	円	割	円	割	円
		円	割	円	割	円	割	円
小 計			64,300 円		円		円	
合 計（報酬①+報酬②）			217,439 円		133,648 円		円	

勤務しなかった期間について、上記の金額の報酬を支払ったことを証明します。

平成 28 年 4 月 4 日

所 属 所 長 又 是  
給 与 事 務 担 当 者

職 名 ○ ○  
氏 名 ○ ○ ○ ○

印

(注)1 報酬①は、日々の勤務に対し支給されるもの（日額で支給されるもので、勤務しない日について減額して支給されるもの）  
2 報酬②は、日々の勤務とは関係なく一定の支給要件を満たせば定額が支給されるもの（月額で支給されるもの）